

(案)

2-4

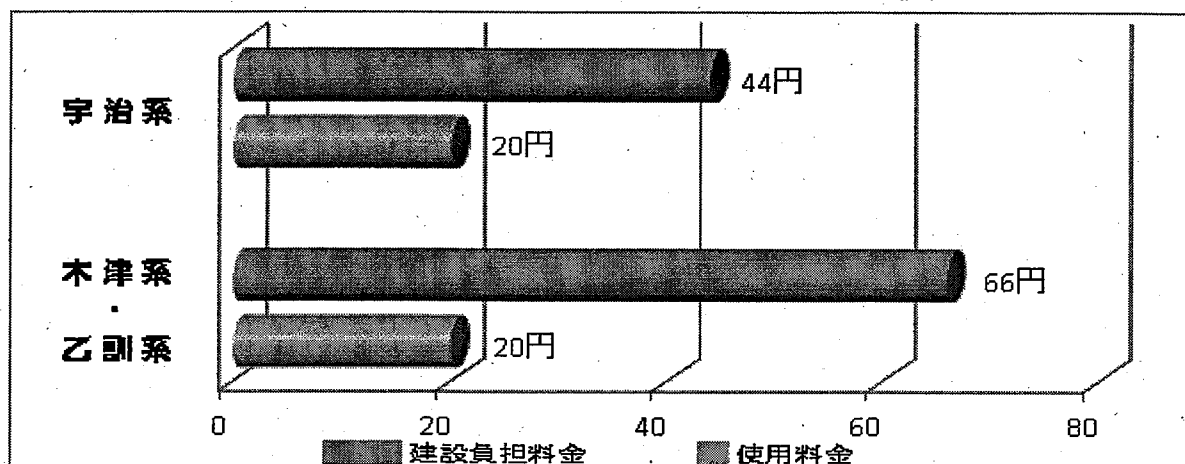
費用負担の見直し (料金問題)

現状と課題

- ◇ 施設の建設年度の相違等歴史的な経過から、各浄水場系の料金に格差が生じています。(資料 2-4-①)
- ◇ これまで、水道懇提言や経営審議会答申を受け、料金負担軽減に向けての様々な取組を実施するとともに、府一般会計からの支援も受けながら料金の引き下げ等を進めてきました。
- ◇ 経営審議会答申では、建設負担料金について、3 浄水場の接続や、水源費負担の差の縮小が見込まれる今後の動向を捉え、次次期に水源費を合算算定することが望ましいとする方向性が示されました。
- ◇ また、建設負担水量*のあり方については、投資部分の受益者負担という基本的な考え方を維持しつつも、慎重に検討することが必要とされています。
※ 建設負担料金の算定に用いる水量。水源開発・施設整備等の投資に係る負担を受水市町で公平・公正に分かつため、受水市町と協議の上、決定した水量
- ◇ 今後のあり方としては、資料 2-4-③のとおり論点等を抽出することができます。

府営水道としての取組方策

- 更新費用等の増減の状況など各受水市町での住民への説明責任が果たせるよう十分配慮しながら、建設負担料金格差の縮小を目指します。
- 具体的な料金水準のあり方については、投資に係る経費の積算等の精度を高めつつ、受水市町の理解を得ながら、審議会の検討を踏まえ、定めていきます。

[資料 2-4-① 現行料金の単価 (円/m³: 税抜)]

[資料 2-4-② 供給料金の概要]

<p>料金制度</p>	<p>二部料金制 建設負担料金：投資した水源開発・施設整備等の経費を負担する料金 使用料金：水道事業の運営等に要する費用の内、薬品費・動力費を始め、建設負担料金費用（固定費）に属さないその他の費用（変動費）を回収する料金</p>																
<p>費用構成</p>	<p>建設負担料金 (固定費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源費（ダム建設負担等に係る減価償却費・割賦負担金利息等） ● 減価償却費（ダム以外の施設に係る減価償却費） ● 企業債支払利息 ● 人件費 ● ダム管理費（ダムの維持管理に要する負担金） <table border="1" data-bbox="710 622 1364 835"> <thead> <tr> <th></th> <th>宇治系</th> <th>木津系</th> <th>乙訓系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源費</td> <td rowspan="3">個別</td> <td colspan="2" rowspan="3">合算</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> </tr> <tr> <td>企業債支払利息</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td colspan="3" rowspan="2">合算</td> </tr> <tr> <td>ダム管理費</td> </tr> </tbody> </table>		宇治系	木津系	乙訓系	水源費	個別	合算		減価償却費	企業債支払利息	人件費	合算			ダム管理費
	宇治系	木津系	乙訓系														
水源費	個別	合算															
減価償却費																	
企業債支払利息																	
人件費	合算																
ダム管理費																	
<p>料金算定</p>	<p>建設負担料金 (固定費)</p>	<p>宇治系、木津系・乙訓系の建設負担料金（単価）</p> $\text{建設負担料金（単価）} = \frac{\text{料金算定期間の } \left\{ \begin{array}{l} \text{宇治系} \\ \text{木津系・乙訓系} \end{array} \right\} \text{ 固定費総額}}{\text{料金算定期間内の } \left\{ \begin{array}{l} \text{宇治系} \\ \text{木津系・乙訓系} \end{array} \right\} \text{ 建設負担水量 総合計}}$ <p>各受水市町が負担する建設負担料金</p> $\text{建設負担料金} = \text{建設負担料金（単価）} \times \text{建設負担水量（宇治系、木津系・乙訓系）}$															
<p>使用料金 (変動費)</p>	<p>使用料金 (単価)</p>	<p>使用料金（単価）</p> $\text{使用料金（単価）} = \frac{\text{料金算定期間の変動費 総額}}{\text{料金算定期間内の 全受水市町の供給水量 総合計}}$ <p>各受水市町が負担する使用料金</p> $\text{使用料金} = \text{使用料金（単価）} \times \text{実供給水量}$															

料金問題に関する現況

京都府営水道事業経営審議会 答申(H26.11)

<5 料金の試算に当たって－(1) 基本的な考え方－②合算算定方式の利点 p 8 >

(略)「合算算定方式」は、3浄水場系の費用を合算し、全体で負担する方式であり、費用を全体で吸収することにより、料金水準の安定化につながるという大きなメリットが認められる。今後の水需要の減少や、更新負担の増大といったきわめて厳しい状況の中で、府営水道が広域的で効率的な経営を行っていくためには、全ての費用を合算算定し、3浄水場系全体で支え合う料金体系とすることが望ましい。

<7 建設負担料金の試算－(6) 次期料金における建設負担料金の負担のあり方－③水源費、ダム管理費の負担の考え方 p 17 >

(略)3浄水場接続は、(略)水源の効率的な活用を前提に、大戸川ダム、丹生ダムからの撤退が可能となり、受水市町が将来負担すべき費用を抑制することができたところである。これらのことから、今後は、水源が全体で共有され、受水市町全体に受益が及ぶ状況を勘案して、水源費及びダム管理費の負担については、合算算定を導入することが望ましい。

(略)したがって、次期料金ではダム管理費から合算算定することとし、水源費は次次期に合算算定することが望ましい。

<8 今後の料金のあり方－(3) 取り組むべき課題－②建設負担料金の課題 p 20 >

(略)今回、料金算入を見送った日吉ダムの0.285 m³/s相当分と大戸川ダム、丹生ダムの未利用等の水源費負担のあり方についても、府営水道の経営状況を踏まえつつ、水源費の合算算定と併せて検討を行い、結論を得る必要がある。

<8 今後の料金のあり方－(3) 取り組むべき課題－①使用料金の課題 p 20 >

(略)今後も料金単価の低廉化維持、または、引き下げるためには、府営水道のコスト抑制努力に加え、受水市町による積極的な府営水の活用が不可欠である。そのためにも、府営水活用につながるインセンティブ等について、府営水道と受水市町が共に検討していく必要がある。

<10 これからの府営水道のあり方－(1) 3浄水場系間の建設負担水量の調整 p 22 >

(略)更に進むことが予想される水需要の減少を踏まえるならば、府営水道及び受水市町の施設能力、それに伴う府営水及び自己水の活用量等に応じた、建設負担水量全体の調整も検討する時期が来ていると考える。

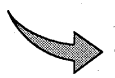
(略)受水市町間の負担のバランスを維持しながら、3浄水場系間の水量の融通や全体の水量調整について、府営水道と受水市町とが協力して、検討していくことが望ましい。

これらの問題をどう考えるか

論点 ① 建設負担料金のあり方

建設改良計画、収支計画に基づき、次期料金算定期間（H32～36：5年間の経費動向を探る。

次期料金では、料金格差が縮小する見通し。

- 
- ◆ 宇治系 (44 円) → 老朽化等に伴う更新負担の増大で減価償却費等が大幅に上昇傾向
 - ◆ 木津・乙訓系 (66 円) → 水源費等の減少で低下傾向

- 投資経費を全体で吸収し、料金の安定化を図るため、格差が自ずと縮小するタイミングを捉えて、合算算定方式を段階的に導入
- 未利用等の水源費負担のあり方については、水源費の合算算定と併せて検討

論点 ② 使用料金の課題

平成 27 年 4 月の料金改定において、低廉な価格で使用料金を統一したことにより府営水の更なる活用が進むことが期待されたが、府営水の実給水量の増量は限定的。

- 府営水道によるコスト抑制だけではなく、受水市町による積極的な府営水の活用が不可欠

論点 ③ 建設負担水量のあり方

建設負担水量は、建設負担料金の算定の基礎となるもので、水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分かつため、府と受水市町と協議の上、決定した水量。

一部に、建設負担水量を減量すると負担が減少するという意見もあるが、単純に建設負担水量を減らすだけでは、負担の総額が減少しない限り、単に料金単価の上昇を招くだけであり、負担が減少するわけではない。

建設負担水量は市町の要望に基づく数字であり、その経緯は十分踏まえてはならない。しかし、当初の水需要見込みに比べ水量が減少する中で、府営水を 100 % 使用したとしても、水需要が建設負担水量に充たない受水市町も存在する。

平成 27 年 4 月の料金改定において、木津系・乙訓系の建設負担料金が統一されたことにより、水需要の増加を前提に両水系の間で建設負担水量の暫定融通を実施。

- 3 浄水場系の建設負担料金が同一となれば、全受水市町で建設負担水量の融通が可能
- 建設負担水量の調整は各受水市町の料金負担に影響を与えるため、慎重な検討と受水市町の理解が不可欠
- 受水市町間の負担のバランスを維持するため、一律に水量を減量することによって、府営水を積極的に活用、または活用していこうという受水市町にとっては、実供給水量が減量後の建設負担水量を超えることが見込まれる
- 全ての市町が二元水源に頼っていることにより、中長期を見据えた場合、府営水の受水割合も変動することが予想される
- 建設負担水量全体の調整について、受水市町間の負担のバランスを維持するのか、または、実給水量に応じて行うのか、その目的を明確にした上で議論することが必要